

令和7年7月2日  
文化庁著作権課

「著作権法施行令の一部を改正する政令案」に関する  
パブリックコメント（意見公募手続）の結果について

標記のパブリックコメント募集について、令和7年5月20日から令和7年6月19日までの期間、電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム・電子メール・郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、本件に関して77件の御意見をいただきました。

主な御意見の概要及びそれに対する文化庁の考え方は別紙のとおりです。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

分野	主な御意見の概要	御意見に対する文化庁の考え方
1. 未管理著作物裁定制度の手数料について	<p>手数料が安すぎると感じるため、手数料が 13,800 円と定められた根拠を教えてください。</p> <p>制度を活用する者が少なくなるように手数料をもっと高額にしてほしい。</p> <p>裁定制度の利用円滑化の観点から、著作権者不明等の場合の裁定制度の手数料である 6,900 円と同額またはそれ以下に抑えるべきではないか。</p>	<p>未管理著作物裁定制度の手数料については、著作権法の一部を改正する法律（令和 5 年法律 33 号）による改正後の著作権法により「実費を勘案して政令で定める額」とすることとされています。</p> <p>この額については、現行の「著作権者不明等の場合の裁定制度（以下「現行裁定制度」）」と比較して、要件確認の違い等により、未管理著作物裁定制度では事務処理に要する担当者の事務コストが、約 2 倍になることが想定されたため、現行裁定制度の 2 倍となる 13,800 円とすることとしました。</p>
	<p>手数料は 1 件につき 13,800 円とのことだが、件数の数え方について、複数の著作物を利用したい場合にも 1 件とすることができるのか。あるいは、著作物 1 つにつき 1 件と数えるのか。</p>	<p>通常は、著作物 1 つの利用につき 1 件の申請と捉えることとなりますが、例えば、ゲームや映画等の複合的な著作物について裁定を受けようとする場合など、一定の場合の申請については、まとめて 1 件として申請できるようにするなど、運用の詳細については今後ガイドラインで定める予定です。</p>
	<p>手数料は、申請時に支払うものなのか、著作物の利用開始時に支払うものなのか教えてください。</p>	<p>未管理著作物裁定制度の申請時に支払うこととなります。</p>
2. 著作権者不明等の場合の裁定制度における補償金の額の通知について	<p>補償金の額の通知義務に関する規定を削除する点について、その合理性は理解するが、補償金額が不明なまま「裁定をしない処分」の通知のみを受け取った利用者が、補償金を支払う義務があることを把握しにくくなる可能性があるため、補償金額が後日通知される旨や、その決定時期の目安を明示する措置が必要ではないか。</p>	<p>裁定をしない処分を通知する場合には、利用者に補償金を支払う義務があることを併せて伝えるなど、御意見を踏まえつつ、今後の運用を検討してまいります。</p>

※ なお、今回の政令案に直接関係する上記の御意見の他に、今回の政令案に直接関係のない御意見を 238 件いただきました。貴重な御意見をお寄せいただきありがとうございました。